

朝日ヶ丘ビレジ自治会会則

第1章 総則

第1条（名称）

本自治会は、朝日ヶ丘ビレジ自治会（以下本会という）と称する。

第2条（事務所の所在地）

本会は、事務所を新検見川ビレジ管理事務所（10号棟－101号室）内に置く。

第3条（構成）

本会は、新検見川ビレジに居住する全世帯を持って構成する。

第4条（目的）

本会は、会員相互の親睦と福祉を増進し、安心・安全で明るく住み良い清潔な地域づくりを図ることを目的とする。

第5条（活動の内容）

本会は、前条の目的を達成するため次の各号に掲げる活動を行う。

- （1）会員の親睦と福祉、厚生、文化の向上に関する事項
- （2）防災、防犯、環境衛生に関する事項
- （3）災害時の救護に関する事項
- （4）慶弔に関する事項
- （5）公共的諸団体、行政機関との連絡調整に関する事項
- （6）その他、目的達成に必要な事項

第2章 組織

第6条（会員）

- 1 新検見川ビレジに居住する全世帯は、原則として本会に加入する
- 2 本会の会員は世帯員の全てを含む新検見川ビレジ居住者とする。
- 3 本会の会員名簿は個人情報保護に関する法律に基づき全会員に配布はしない。ただし、役員、班長は取扱いできる。（秘密保持義務）

第7条（会員資格喪失）

- （1）会員世帯が新検見川ビレジから転出または転居したときは、会員の資格を喪失し退会となる。
- （2）本会の退会は、書面をもって自治会長に届ける。

第8条（会員の義務・責任・権利）

- （1）会員は、この会則のもとに平等であり、本会の運営に参加し、また意見を述べる。
- （2）会員は本会の目的を達成するために会則を遵守し応分の義務を負う。
- （3）自治会活動における事故等に関する責任は、会員それぞれが各自で負うものとし、本会は自治会活動保険で支払われる範囲以外の責任を負わない。
- （4）会員は、本会の帳簿・書類等の閲覧並びに説明を受けることが出来る。

第9条（役員）

- (1) 本会に会長1名、副会長2名、会計1名を含む14名の役員と会計監査2名を置く。
- (2) 役員および会計監査の選任は第12条による。

第10条（役員の職務）

- (1) 会長は、本会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 役員はそれぞれ第16条の専門部を担当し、その運営にあたる。
- (4) 会計は本会の会計業務を行う。
- (5) 会計監査は、本会の会計を監査し総会に報告する。

第11条（役員の任期）

- 1 役員の任期は、毎年4月1日から翌々年3月31日迄の2年間とし、毎年4月1日に半数ずつ改選する。補欠役員の任期は前役員の残任期間とする。
- 2 役員任期満了後の再任を可能とする。但し、役員会および定期総会の承認を必要とする。なお、再任役員の任期は1年とする。

第12条（役員を選任）

- 1 役員は原則各1棟あたり1名、5・6・9号棟は2名を選出し、選出方法については当該構成会員の互選によるものとする。任期中に退会などにより欠員が生じた場合には当該構成会員においてただちに補欠を選出する。
役員は互選により会長、副会長、会計を選出する。
- 2 会計監査は、原則として前期役員の間選により選出する。

第13条（階段班長）

階段班長は各階段を代表し本会の活動を補佐する。

大規模災害発生時は、担当階段の安否確認を行い、結果を災害対策本部に報告し、その責任者の指示に従う。

第14条（階段班長の選出）

階段班長は、各棟の各階段割にそれぞれ1名を選出し、選出方法については当該構成会員の互選によるものとする。任期中に退会などにより欠員が生じた場合には当該構成会員においてただちに補欠を選出する。

階段班長の任期は毎年4月1日から翌年3月31日迄の1年間とする。補欠階段班長の任期は前階段班長の残任期間とする。

第15条（報酬及び手当等）

- (1) 役員及び階段班長は無報酬とする。
- (2) 前号の規定にかかわらず役員会で決定された者が出張した場合は、交通費及び食事代を支給することができる。

第3章 運営機構

第16条（専門部）

本会は、次の専門部を置き、業務を行う。

なお、会長は必要に応じて役員会の承認を得た上で新たに専門部を設けることができる。

（1）総務部

- イ 一般庶務及び渉外活動に関する事項
- ロ 会員の慶弔、表彰に関する事項
- ハ 祝祭典に関する事項
- ニ 防犯、防火及びその他災害防止に関する事項

（2）財政部

- イ 予算、決算及び事業計画に関する事項
- ロ 本会の財産管理に関する事項
- ハ 消耗品の管理及び出納に関する事項
- ニ その他、経理上必要と認められる事項

（3）体育文化部

- イ 体育鍛錬に関する事項
- ロ 野外レクリエーションに関する事項
- ハ 厚生、娯楽に関する事項
- ニ 青少年の健全育成に関する事項
- ホ その他、必要と認められる事項

（4）婦人敬老部

- イ 環境衛生に関する事項
- ロ 保健の指導及び施設に関する事項
- ハ 生活改善に関する事項
- ニ 教養、その他文化向上に必要と認められる事項

第4章 会議

第17条（会議）

本会に次の会議を設ける。

- （1）総 会
- （2）役 員 会
- （3）運営協議会

第18条（総会）

- 1 総会は、定期総会及び臨時総会とする。
- 2 定期総会は毎年1回、また臨時総会は必要に応じ役員会の決議により、その都度会長が召集する。
- 3 天災地変あるいは疫病流行等により総会の開催が困難な場合には、役員会の決議により書面決議に替えることができる。

第19条（総会の構成）

- 1 総会は会員で構成し、会員世帯の過半数の出席をもって成立する。ただし、委任状による出席を妨げない。
- 2 書面決議は、会員から提出された「書面決議承諾書」の数が会員世帯の過半数に達した場合に成立する。

第20条（議決の方法）

- 1 総会の議事は、会員世帯毎に1票の総議決権の過半数で決する。可否同数の時は議長の決するところによる。
- 2 書面決議の場合は「議決権行使書」に掲載されている各議案ごとに、会員世帯毎に1票の議決権の過半数の賛成があった場合に可決する。ただし、全ての議決について委任することを妨げない。可否同数の時は議長の決するところによる。

第21条（総会議決事項）

総会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 予算・決算に関する事項
- (3) 会則の改正に関する事項
- (4) 役員を選任
- (5) その他、必要と認められる事項

第22条（役員会）

- 1 役員会は、役員をもって構成し、本会の業務執行について意思決定する。
- 2 役員会は、必要に応じて会長が召集する。
- 3 役員会は、緊急の場合、総会を代行することができる。ただし、この場合、前もって付議事項を公示し、事後議事録を配布しなければならない。
- 4 役員会の議事は、役員の過半数が出席し、出席役員の過半数で決する。
- 5 次の事項は、役員会の決議を経なければならない。
 - (1) 総会に提出する議案
 - (2) 支出予算の補正を必要とする事業を行う場合
 - (3) 細部規則の規定改廃に関する事項
 - (4) その他必要と認められる事項
- 6 やむを得ない理由のため、役員会に出席できない役員は、あらかじめ通知された事項について書面等をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第4項の規定の適用については、役員会に出席したものとみなす。

第23条（運営協議会）

- 1 運営協議会は、会長が必要と認める時に召集し、会長、副会長、役員、その他必要と認められる関係者をもって構成する。
- 2 運営協議会の議題は以下のとおりとする。
 - (1) 各部門の運営に関する事項
 - (2) その他必要と認められる事項

第5章 会計

第24条（会の経費）

- 1 本会の経費は、会員の会費、寄付金及び市補助金その他の収入をもってこれにあてる。会費の額は総会で決定する。
- 2 会費は1戸を構成する世帯につき月額300円とし、年2回指定月末迄（4月及び10月）に支払うものとする。ただし役員会で別に定めるときはこの限りではない。
- 3 緊急に必要な場合、役員会の議決を得て臨時会費を徴収することができる。
- 4 本会の現金は、金融機関に口座預金する。
- 5 納入した会費は、一切返戻しないものとする。

第25条（会計年度）

- 1 会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。
- 2 会計年度終了に際し、速やかに決算を行い、会計監査を受けて総会の承認を得なければならない。

付則

- 1 本会則は、昭和59年1月1日より施行する。
- 2 本会則は、平成7年4月2日より施行する。
- 3 本会則は、平成28年4月24日より施行する。
- 4 本会則は、平成31年4月21日より施行する。
- 5 本会則は、令和3年4月18日より施行する。
- 6 本会則は、令和4年4月24日より施行する。